

令和4年度第8回庁議 議事要旨(記録)

開催日 令和4年6月2日 (木曜日)
開催場所 市長公室
開始時間 午前 9時00分
終了時間 午後 2時00分

庁議内容	
議題	1 令和4年国立市議会第2回定例会一般質問について
付議	2 国立市個人情報保護法施行条例(素案)の概要について
その他報告	3 nonowa国立WESTから西第1号線への連絡通路閉鎖スケジュールについて

出席者(15名)

庁議メンバー (15名)	市長 副市長 教育長 政策経営部長 行政管理部長 健康福祉部長 地域包括ケア・健康づくり推進担当部長 子ども家庭部長 子ども家庭部参事 生活環境部長 都市整備部長 基盤整備担当部長 会計管理者 議会事務局長 教育次長
代理出席者 (0名)	

【議題】 1. 令和4年国立市議会第2回定例会一般質問について ・説明員：各部長 <内容> 令和4年国立市議会第2回定例会一般質問の回答案について検討を行った。
【付議】 2. 国立市個人情報保護法施行条例(素案)の概要について ・説明員：情報管理課長 (内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)
【その他報告】 3. nonowa国立WESTから西第1号線への連絡通路閉鎖スケジュールについて ・説明員：都市整備部長 <内容> nonowa国立WESTから西第1号線への連絡通路閉鎖のスケジュールについて報告があった。

庁議付議事案 審議要旨（記録）（令和4年6月2日開催）

付議事案名：国立市個人情報保護法施行条例(素案)の概要について

提案課 行政管理部 情報管理課

議事要旨公開・時限非公開の別

- ① 決裁後公開します
② (庁議で集約) 後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「改正法」という。）の施行（施行日令和5年4月1日）に関し、必要な事項を定める「国立市個人情報保護法施行条例」（素案）の概要について、庁内合意を得るために付議するものである。

2. 経過及び現状

令和3年5月 改正法の公布→以降、担当課にて新制度理解、条例事項その他の課題の抽出・検討等
11月 庁議へ情報提供（その他報告）
同月 国立市情報公開及び個人情報保護審議会へ情報提供
令和4年4月20日 政令・国の規則、ガイドライン等の公表

3. 具体的な措置

改正法の施行に向けて、「国立市個人情報保護法施行条例」（素案）の概要（別紙）を基に、条例素案の作成、個人情報保護審議会への諮問、パブリックコメントの実施、国の個人情報保護委員会への確認（適宜）等を経て、市議会第4回定例会に条例案を提出する。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。ただし、指示のあった事項については調整する。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【指示事項】

- ・本条例は検討段階であるため、関係部署とよく調整の上、対応すること。

【主な意見・質疑等】

- ・令和5年度以降、国が提供するシステムを利用する場合、国立市情報公開及び個人情報保護審議会への諮問は不要になるか。
→その予定である。
- ・デジタル化の足枷にならないようにしてほしい。
- ・指定管理者はどのような取り扱いになるか。
→改正法4章（民間事業者）の規定が適応されることになる。